主 文 本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中七拾日を原審の言い渡した本刑に算入す

る。

理, 由

控訴趣意第一ないし第三について。

(一) 数罪が牽連犯となるためには、犯人が主観的にその一方を他方の手段又は結果の関係において実行したというだけでは足りず、その数罪間にその罪質上の別義とというだけでは足りず、その数罪間にその罪質、の別表22および第二の各事実につき挙示する証拠によると、原判示合資会社へ商店に勤務し、経理および集金の事務を担当していた被告人が、B株式会社の署名前に勤務し、経理および集金の事務を担当していた被告人が、B株式会社の署名前に動務し、経理および集金の事務を担当していた被告人が、B株式会社の署名前に動務して同商店に交付された同会社取締役社長の引受人としての署名前のある、振出人欄の空白な、額面五十二万三千八管中これを着服付表してあるが表出人欄をほし、これを目に対し貸与のため一括行使の罪と有の手形の各振出人欄をほし、これを目に対し貸与のため一括行使の罪と為の為替手形二通を偽造し、これを目に対し貸与のため一括行使の罪ともの罪とが認められる。右〈要旨〉のごとき業務上横領の罪と有価証券偽造行使の罪とが認められる。右〈要旨〉のごとき業務上横領の罪と右有価証券偽造行使の罪との間になんらの関連性もないことは、原判決の引用証拠により明らとは、原判決の引用証拠により明らとは、原則決の引用証拠により明らとは、のまに対して、原判決の引用証拠により明らとは、のまに対して、の関連性もないことは、原判決の引用証拠によりのよりにないる。したがつて、原判決が以上業務上横領の罪と右有価証券偽造行使の罪との間独立のものであるとして、その間に牽連犯の関係を認めなかったのは正当である。

(その余の判決理由は省略する。) (裁判長判事 坂間孝司 判事 栗田正 判事 有路不二男)